

船員法施行規則等の一部改正について

平成23年8月
海事局運航労務課

1. 改正の経緯

(1) 国際海事機関(IMO)において採択されている「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)については、1995年の包括的改正後10年以上が経過したことを受け、2010年6月に締約国会議が開催された。同会議において、船員の資質の維持向上及び身体適性基準の国際標準化等を内容とする改正決議が採択され、2012年1月1日から発効することとなっている。

今般の条約改正に伴い、タンカーに乗り組む者に求められる危険物等取扱責任者の資格要件や船員の健康証明書様式や健康検査合格標準表等船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)等の関係規定について、所要の改正を行う必要がある。

(2) (1)により船員手帳の一部である健康証明書部分を英文併記化することに伴い、当該手帳は国際航海に従事する船舶に乗り組む船員も所持し他国の関係機関の職員に提示する場合もあることから、船員手帳全体の様式を英文併記化するとともに、船員法第19条に基づき国際航海に従事する船舶の船長にも義務が課せられる海難時等の報告について、同報告時に添付を要する航海日誌が英語により作成されている場合には日本語の訳文の添付を不要とする旨の船員法施行規則の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 船員法施行規則関係

I 危険物等取扱責任者資格関係

- ① 危険物等取扱責任者のうち甲種危険物等取扱責任者の資格要件について、業務経験期間を「3月以上」又は同等以上の経験を有するものとして告示で定める基準(1月以上の期間定員外での船上教育(貨物の積込み及び取り卸し各3回の経験を含む。)の修了)に適合していることと改める。(第9号表第1号～第3号)
- ② 危険物等取扱責任者のうち乙種危険物等取扱責任者の資格について、
 - 1) 乙種危険物等取扱責任者(石油・液体化学薬品)と乙種危険物等取扱責任者(液化ガス)に資格を区分し、
 - ・ 石油又は液体化学薬品タンカー、液化ガスタンカーそれについての乗組基準として、必要な資格者を規定する。(第77条の4第4号関係)
 - ・ 各資格取得に必要な業務経験要件について、「石油・液体化学薬品」の資格

- にあっては石油又は液体化学薬品タンカー、「液化ガス」の資格にあっては液化ガスタンカーにおける業務経験を有することとし、当該経験が告示で定める基準に適合していることを船長が確認することとする。(第9号表第4号)
- 2) 「3月以上の業務経験要件と同等以上の経験を有するものとして告示で定める基準に適合していること」の資格要件を削除する。(第9号表第4号)
- ③ STCW条約締約国資格証明書を受有する者であって国土交通大臣が告示で定める基準に適合しているものに対する認定について、当該締約国資格証明書が効力を失ったときはその効力を失うこととする。(第77条の7第1項)
- ④ 認定の更新について、次のとおり改める。
- 1) 更新要件である業務経験期間を、失効前5年以内に「1年以上」を「3月以上」とする。(第77条の7第2項第1号)
 - 2) 認定の更新申請期間について、失効前「1年以内」を「6月以内」とするとともに、当該期間前に更新を申請する場合の事由については、当該期間中に「本邦外の地に滞在する」場合に限らないこととし、かつ、その事実を証明する書類の添付を要しないこととする。(第77条の7第3項及び第4項)
 - 3) 2)の更新申請期間前の申請については、これを認定した場合における有効期間の起算日は、当該証印をした日とする。(第77条の7第5項)
- ⑤ 認定申請書、認定更新申請書及び認定の証印の様式について、所要の改正を行う。(第22号の3書式～第22号の5書式)

II 健康証明書関係

- ① 健康検査合格標準表について、次のとおり改める。(第2号表)
- 1) 視力(きょう正視力を含む。)について、船長、甲板部の職員及び当直部員は「单眼で0.5号」を、無線部の職員は「单眼で0.4号」を明視しうることとする。(その他の船員は現行どおり)
 - 2) 色覚検査の対象者に、機関部の職員及び当直部員、無線部の職員を追加する。
- ② 航海中に健康証明書の有効期間が満了したときは、「当該期間満了後3月を限度」に、その航海が終了するときまでなおその効力を有することとする。(第56条第2項)ただし、国土交通大臣が告示で定める漁船を除く。
- ③ 船舶所有者は、やむを得ない場合において、もより地方運輸局長の許可を受けたときは、健康証明書を有しない者を船舶に乗り組ませることができることとする。ただし、当該乗り組ませることができる期間は、健康証明書の有効期間満了日から三月を限度とする。(第56条第4項)
- ④ 健康証明書の様式について、英文併記とし、健康証明を受ける船員及び健康証明を行う医師の署名等を要することとする。(第16号書式)

III 船員手帳様式の英文併記化等

- ① 船員手帳の一部である健康証明書を英文併記することに伴い、船員手帳全体を英文併記様式とする。(第16号書式)

- ② 船員法第19条に基づく海難等の航行に関する報告の際に提示する航海日誌が
外国語により作成されている場合における訳文の添付については、当該航海日誌
が英語以外の外国語により作成されている場合のみに、日本語又は英語による
訳文を要することとする。(第14条第2項)

IV その他

- ① 航海当直部員の認定の証印の様式について所要の改正を行う。
② その他所要の改正を行う。

(2) 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令関係

衛生管理者適任証書の様式について所要の改正を行う。(第2号書式)

3. 告示の制定及び廃止

- ① 2. (1) I ①の改正に伴い、甲種危険物等取扱責任者の資格要件である業務経験
期間「3月以上」と同等以上の経験を有するものとする基準を新たに告示で定める。
② 2. (1) I ② 1)の改正に伴い、乙種危険物等取扱責任者の資格要件である3月以
上の業務経験を、船長が認める基準を新たに告示で定める。
③ 2. (1) I ② 2)の改正に伴い、乙種危険物等取扱責任者の資格要件である業務経
験「3月以上」と同等以上の経験を有するものとして国土交通大臣が告示で定める基
準(平成8年運輸省告示第498号)を廃止する。
④ 2. (1) I ③の改正に伴い、STCW 条約締約国資格証明書受有者を、同等以上の
能力を有するものとして国土交通大臣が告示で定める基準(平成11年運輸省告示
第438号)を一部改正する。
⑤ 2. (1) II ②の改正に伴い、航海中に健康証明書の有効期間が満了したときは、
「当該期間満了後3月を限度」に、その航海が終了するときまでなおその効力を有す
ることの規定を適用しない漁船を新たに告示で定める。

4. 今後の予定

公布： 平成23年10月上旬
施行： 平成24年1月1日(改正条約発効日)